



国関整計第 29 号
平成 20 年 6 月 24 日

宇都宮地方裁判所
第 1 民事部
裁判所書記官 黒瀬 宣輝 様

国土交通省関東地方整備局

河川部 河川計画課



調査嘱託書（補充）について（回答）

平成 20 年 3 月 11 日付けで嘱託され、平成 20 年 4 月 9 日付け国関整河計第 162 号回答をおこなった「調査嘱託書について（回答）」について、平成 20 年 6 月 2 日付けで嘱託の補充を依頼された件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 想定氾濫区域の氾濫の程度及び想定被害額について

想定氾濫区域とされた氾濫の程度の質問ですが、平成 20 年 4 月 9 日付け国関河計第 162 号において、想定氾濫区域は、「洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域」と回答しています。氾濫の程度が、何を指すか明らかでないが、仮に浸水面積として回答するならば、想定氾濫区域内の栃木県内の浸水面積は、約 24 km²となっています。

また、想定被害額につきましても、平成 20 年 4 月 9 日付け国関河計第 162 号の回答において、「ダムの洪水調節に係る都県別の費用負担割合については、新規のダムを建設する代わりに、洪水を全て河道で流すことができるよう堤防の築造や河床の掘削などの河道改修を行うと仮定した場合の建設費（「身替わり建設費」という。）と当該河道改修による都県別の受益の比率を用いて算定しています。」と回答しており、この中の当該河道改修による都県別の受益の比率とは、「河道改修によって洪水被害が回避される想定氾濫区域内の都県別の固定資産額の比率」と説明しています。

したがって、利根川上流ダム群の都県別費用負担割合は各都県の想定被害額から求めていないため、想定被害額については計算しておりません。



2. 想定氾濫区域図の交付について

想定氾濫区域図の交付につきましては、平成15年10月10日に「八ッ場ダム事業の変更に係る意見・質問について」の回答についての説明を行った際に各都県に配布をしています。

また、当日の説明内容の中で想定氾濫区域図についての説明がされていたかどうかは、議事録等の記録が残っていないため、お答えすることができません。

【本件の問い合わせ先】

国土交通省関東地方整備局

河川部河川計画課

建設専門官 小池栄史

TEL:048-601-3151(内線 3614)

FAX:048-600-1378